

なくそう！
ギャンブル被害

会報創刊号 2012/3/10

ギャンブル依存症を生む
公認ギャンブルをなくす会
大阪市中央区北浜 1-2-2 北浜プロボノビル
事務局 井上善雄
TEL : 06-6202-5050 / FAX : 06-6202-5052
E-mail (暫定) : inoue@peacelaw.jp
(4月頃専用アドレス準備予定)

ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会(仮称)は、2012年2月15日、御案内することから始めました。

すると、3月8日現在で会員になろうという方が25名となり、名前を出して呼びかけ人となってくれる方も20名を越えました。今回は名前を出してよい22名の会員名を後記します。

実は、現在も会員は拡大中ですが、会員準備段階で案内した会の成立要件は満たしていると考えます。ただ、会員は全国広くから一つの場所に「集う」ことは時間的・場所的に負担が大きく、また交通費を要するならカンパをした方が良いとの声もあります。そこで、第1回総会はメール、FAX等で皆様より御意見を伺うものとし、4月2日付で通信総会にしたいと考えます。

会は、参集離脱が自由で「ギャンブルの被害をなくす」という一点で、政府や自治体の「公認賭博」の抑制を求め、被害をなくすよう活動するものです。私たち会員の時間とエネルギーも3E(有効・効率・経済)を考えて、通信はメール、FAX、そして郵便、宅配といった方式をとっていきたいと考えます。できるだけメールで案内可能な方は連絡先をお教え下さい。

会員の中で、会のテーマとして自分は「こう思う」「これこれをする」という御提案のある方はメール・FAX・電話等でお知らせ下さい。代表者の自薦・他薦も含め、御意見、御提案があれば、事務局より会報で会員に御案内します。特に、次回会報では近時進められる「カジノ導入」について取り上げたいと考えますので、御意見・御提案をお願いします。

また今後は、3月20日までに会則について過半の反対意見がなければ、第1回総会後の活動として4月2日付で大阪府知事と大阪市長宛の要望書を出したいと存じます。

(事務局 井上)

3月8日現在会員名

(氏名公開可の22名のみ/50音順・敬称略)

安黒善雄、井上善雄、太田計、太田正佳、奥林禎夫、亀田誠二、河野豊、
小林洋一、相岡保一、千福貞博、辻公雄、土屋勝彦、津村裕子、中島康之、中西昭夫、
平松毅、平山易宏、廣瀬平四郎、光城敏雄、山口勝平、吉岡和仁

なお、職業は弁護士4名、医師2名、大学教員2名、税理士1名、市議員4名、不動産業2名、損保代理、会社員、事務員、無職と多様な方々です。

会員の声から

○ギャンブルの弊害についてよくわかります。奈良にも競輪場があり、何とかならないものかと思えます。

○私の親戚に、精神を病み、生活保護を受けるもパチンコやギャンブルに行く子がいます。本人には止めるように言い、行政にも止めさせられないかと言うのですが、本人は自らで

稼いだお金を使うのは自由と言い、行政は介入するとプライバシーとか人権介入と言われるので係わらないと言います。どこかおかしいですね。

- 弁護士をしていると、借金まみれの人にギャンブルがよく絡むことが判ります。精神的にも病んでますし、ギャンブルの野放しは困ります。
- 世の中全体が金儲け主義、ギャンブル体質で、どうなっているのでしょうか。ゲームというレベルから真面目な人を害する状況で困ります。

大阪府・大阪市に要望書（4月2日付予定）

別添のものです。今回は責任者は事務局の井上ということとさせていただきます。予定です。

頭書にも書きましたが、3月20日までに過半の反対意見がなければ、第1回の活動としてこの要望書を出したいと考えております。皆様の御意見等お聞かせ下さい。

ギャンブルをめぐる News 紹介

1. 東日本大震災復興支援グリーンジャンボを宣伝にした5億円宝くじ（2/14~3/14）
TVでも大々的に宣伝しているこの宝くじ。販売受託の銀行の希望どおり660億円売れたら、自治体収入期待の288億円のうちから復興支援金88億円が分配されるというが、この88億円がメディアによって一人歩きして宣伝されています。
しかし、売上げの15%（仮に400億円売上げたら60億円）は関係者らの収入金で変わらず、販売額400億円なら自治体収入は160億円で復興支援金はその30%の48億円でしょう。もちろん3億円22本というのは、その時は60%の12~3本です。結局購入者には45%しか戻りません。
こんな広告案内で説明もせず、訳のわからないキャラクター宣伝で「とにかく買って」と宣伝するだけ。3億円と前後賞各1億円の計5億円（従って3枚以上連番で買わせる）システムは、近年ジャンボ宝くじでやっている手法です。当せん金は史上最高額の3億円にするため、1枚300円の券を総務省の現行規制のギリギリの100万倍にただけです。震災支援の宣伝が業者の「商売道具」になり、被災者をぬか喜びさせ、国民を騙すものになっています。販売収益を得る人が、被災者に予定利益を一部でも回すというものではないのです。
2. 1月22日の報道で、300円券なら250万倍の**1等7億5000万円と拡大方針**（前後賞合わせて10億円以上も可能）を総務省が明年以降実施と伝えられました。もちろん2~6等はその分当たらなくするのでしょうか。総務省（大臣川端達夫）の役人が、射倖心を拡大させて宝くじ収入を得るのは利権のためで、業界（銀行と販売業者）ともうけの夢をバラまくだけで、ギャンブル被害など全く配慮だにしていけないのです。
3. 2月22日各紙で、人が**ギャンブル依存を抑える脳内の物質**（ノルアドレナリン）の働きを抑えるシステムが報じられました。京大の高橋准教授ら医学研究チームが米国専門誌に発表したものです。ギャンブル依存は、ギャンブルで勝った時に脳内に生まれるドーパミンが関係していることは医学界でいわれており、お釈迦様でもギャンブル依存になると森山成彬 Dr（作家帯木蓬生氏）の著作にもあります。
4. 3月2日、関西経済同友会が大阪舞洲に**カジノ建設**を含むリゾート施設構想を発表。昨年からのカジノ構想を公言してきた橋下市長らも賛同しています。これは今後の活動のテーマとなりそうです。

5. 3月6日毎日紙で、関西経済同友会の次期代表幹事の鳥井氏（サントリー創業者の孫）は「タニマチ文化評議会」創設の提言の中で、「文化宝くじ」発行を提案しているといひます。「社会的弱者の税金」で「タニマチ文化」というなど、アルコール依存症を拡げる会社の副社長らしい提案と批判されましよう。

事務局資料

1. 事務局では、情報を集めるため、ギャンブル依存症について精神科医にお願いし資料収集するとともに、森山 Dr より諸論文、論稿を恵贈いただきました。作家帚木蓬生氏の「ギャンブル依存とたたかう」「やめられない」2著作以外で、専門誌で公表された順でいうと次のとおりです。

発表年	掲載誌	題名
1992	九神精医 38	病的賭博
1994	精神医学 36	アルコール依存症に合併した病的賭博（共著）
1996	アルコール依存とアデクション 13	病的賭博における離脱・解脱症状および気分障害
2001	臨床精神医学 30（7）	ギャンブルの病理
2007	精神療法 33（6）	外来クリニックでのギャンブル嗜癖の治療
2008	精神医学 50（9）	病的賭博者 100 人の臨床的実態
2008	精神科治療学 23（9）	ギャンブル依存外来
2009	臨床精神医学 38（1）	ヒト社会のギャンブリング行動
2010	Medical ASAHI 4月号	ギャンブル依存症治療
2011	専門医のための精神科臨床（単行本）	病的ギャンブリング
2011	暮らしの手帖 4, 5月号	ギャンブル依存症は恐い病気
2011	日本の論点	どんな人間も環境次第でギャンブル依存症という病気にかかる（※本書の添付資料を参考に別添します。）

2. 次に、森山 Dr 以外の論文として、次のようなものがあります。まだ一部入手のみです。

発表年	掲載誌	筆者	題名
1995	精神治療学 10	影山任佐	病的賭博、病的窃盗、病的放火
1996	臨床精神医学 25	松澤信彦	病的借金
1996	アルコール依存とアディクション	斉藤学	強迫的（病的）賭博とその治療
1999	精神医学 41	中尾智博他	精神科患者における多重債務の問題とその対応
1999	別冊宝島 429	松澤信彦	病的賭博、異常心理入門
2001	ストレス時代のこころのケア	松澤信彦	ギャンブル依存症
2005	臨床精神医学 34(2)	松澤信彦	病的賭博（ギャンブル依存症）
2011	日本アルコール関連問題学界雑誌 13	田辺等	ギャンブル依存症（病的賭博）の治療的アプローチ —臨床経験から—

3. 厚生労働省の研究補助を受けた「精神障害者の地域ケアの促進に関する研究」（平成 19～21 年度実施）が公表されています。（テーマの研究代表は、北里大学の富岡等教授）

その中の「人格障害およびいわゆるギャンブル依存症の実態と地域ケアの促進に関する研究」は、研究チームを集めて田中克俊助教授（北里大学医療系研究科）によりまとめ報告されています。（平成 19 年は「いわゆるギャンブル依存症の実態と地域ケアの促進」、平成 21 年はそのとりまとめを公表中。）そして、平成 22～24 年度まで研究は続いているとのこと。これらは厚生省のデータベースでアクセスでき、ギャンブル依存症の多いことが、この研究から推計されます。

この他、ギャンブルについての一般文献、ブログ等について、次号以下引き続き紹介していきます。

事務局日誌

（2月20日～3月8日）

1. 2月20日 大阪府 ギャンブル依存症への具体的取組はないようでした。
2. 2月28日 京大こころの未来研究センター
吉川センター長から、具体的取組はこれからとのお話。京大の村井教授の存在を教えてくださいました。
3. 同 京大村井精神神経科教授
臨床でなく、高橋英彦准教授が公表した賭博の機序についての研究をされているとのことでした。
4. 2月29日 みずほ銀行宝くじ部広報担当（東京）に、悪徳商法等について問合せと改善要望
東京都新宿区のビクトリア・アートという業者が、「竹中式ロトナンバーズの中講座」などという広告チラシや通信広告を出して講座料を稼いでいます。また他にも、雑誌ではパルシステムという業者が、攻略機「ニューヨーク ナンバーズ」などを提供するとして、プログラム購入を宣伝しています。
みずほ銀行の宝くじ部に問い合わせたところ、「宝くじについての不当な宣伝表示があるだろうが、いちいち関知しない。広告・宣伝はよく知らない。（この種の宣伝のような）くじ的中講座・的中方法がある訳がない」との回答でした。
私からは、自らの販売商品であり、これに誤報・誤解を招く商売を許すことは不当で、取締りを申し入れました。また、大阪市の事例を示し、不当表示による販売の是正も申し入れました。
5. 3月6日 大阪市内に、宝くじ関係の情報公開請求
これは、近畿宝くじなど大阪市内が関係する宝くじについては、受託銀行のみずほ銀行が近畿の窓口となって、大阪市内・大阪府が報告をしているというみずほ宝くじ部の説明によるものです。
6. 同 みずほ銀行大阪中央支店に、宝くじの様々な改善を要望
約1時間にわたって同支店の宝くじオフィサー（山崎氏）に面談し、口頭ですが①不当表示看板、②路上不法販売、③販売店の不法建築物、④未成年者への販売等についての改善を要望しました。
いずれも初めは私の苦情が理解できず、自分の商売の邪魔をするクレームのような応答でしたが、話すうちに不当な点に気付いたようで、お世辞でしょうが帰るときは貴重

な御意見参考になりましたと挨拶されました。

要するに、みずほ銀行も宝くじを多く売ればよいという発想だけでいたことがよく判りました。①～④も知ってはいても知らぬふりをしていたのです。

そして、「宝くじは本来、未成年者販売を禁じられていない、ただこちらで明らかに未成年者とわかれば売らないようにしているが、18、19歳でも平服なら売るのは、酒の自動販売機と同様でしょう」という話には、公の団体が良くない例を出して自己弁護するのはどうかと批判しました。

また、ギャンブル依存症については完全に知らず、宝くじの受託業者として気配りは全くないようでした。私がギャンブルの弊害を話すと、「知らなかった」と興味を示されたのですが、宝くじとなるととにかく正当化しなければならないとの職責意識が前面に出てしまうので、論争をするのではなく、とにかく事実と社会的バランスのとれた運営を求めました。

7. 3月6日 近鉄阿倍野駅内宝くじ売場の不当看板改善を確認

東京のみずほ銀行宝くじ部に要望したことを受けて、同売場の「億万長者がいちばん出ている店」との大看板のうち、「いちばん」という文字が消されていました。さすがに不当表示とわかったのでしょうか。

ショート小説

ギャンブルにかかわる小噺みたいな小説をつくってみました。

** 「夢の宝くじ」 **

「ついに当選！ やったぞ1等2億円。1000万人に1人の幸運だ。」

12月、「億万長者がいちばん出ている売場です」と宣伝看板が掲げられた阿倍野の地下売場でバラ買いし、そのバラ1枚がまさかの当選だ。

この20年、1000万円でも100万円でも当たればと思って買い続けた。当たれば家のローンに半分、新車や海外旅行もできると夢を買い続けた。妻からは苦しい生活で「もういい加減にしたら」と言われるも「10枚ぐらいいいだろう」と言いつつ、実際は1万円ほどを買い続けた。だから、過去に当たった1万円クラスの賞金を差し引いても100万円以上損してる。

女房にこの当選をどうしたら隠せるだろうか。当選したからこれまでの嘘は許してもらえだろうか。生活費も十分に入れず、カラ出張金をもらって買っていたことがバレるとヤバイ。夫婦仲もイマイチだから、女房は半分をとって離婚といい逃げていくのではないだろうか。そうなる困る。どうするかと夢中で考えていると目が覚めた。

お願い

○当会では各方面からの情報提供、論稿を募集しています。

会や会報への感想、御批判と併せていただければ幸いです。

第1回提言・意見集約は、3月31日限りとします。

特に次号会報は、カジノについて取り上げます。御意見等お待ちしております。

○大阪府・市への要望書について

訂正その他御意見がありましたら3月20日までにお寄せ下さい。

○会報の表題デザインを募集します。

(4月2日提出予定 / 3月20日までに訂正その他御意見下さい。)

要 望 書

前略 要件のみにて失礼します。

知事並びに市長におかれては多事多忙とは存じますが、大阪府・大阪市の将来及び文化にもかかわることとしますので、ギャンブル依存症を生み拡大させないため速やかなる措置をお願いいたします。

1. 大阪府・大阪市の生活保護受給者の多いことで有名ですが、生活保護者に限らず多数のギャンブル(賭博)依存症の多いことをご承知でしょうか。全国で200万人といわれ、アルコール依存症400万人の半数ですが双方の依存症の人も多いのです。

違法賭博はそれ自体司法当局が取り締まりますが、実は大阪府・市は直接に宝くじという富くじを販売しており、府・市内に競艇場など公営ギャンブルも開催させております。加えて、換金場とセットされたパチンコ・スロット店が多数有り、これらがギャンブル依存症の人を生み拡大させています。

これに対し、府・市ともこれらの病人を生み出している弊害を調査せず、これらによる府・市の財政損失、社会的損失について検討がないまま放置し、いわば弱者、病人から金を儲ける公認ギャンブルを継続させています。

私達は、ギャンブル依存症を生み拡大する等の弊が大きい公営ギャンブル、また遊技というも換金方式のパチンコ・スロットというギャンブル事業を是正すべきと思う者です。

まず大阪府・市が、①宝くじを開催し、ギャンブル依存症の人からも収益を得るも、その一方で病人を生み多大な医療費その他損害を受けていること、②公安委員会、警察の「許可」の下で本来は遊技・ゲームでしか許されていないパチンコ・スロットが、世界でも珍しいギャンブル化して、大阪府・市の生活保護者のギャンブル依存症患者からも収益を得ていることについて放任されていることは、行政として許されないと考えます。

簡単にいうと、大阪府・市はギャンブルの収益よりも大きな害悪を市民に与え、医療費その他財政的にも負担を生み続けているのです。

私達はこれをなくす方法も考えていますが、まずはこの宝くじやギャンブル依存症をなくしたり、社会福祉費がギャンブルに流れていることを是正して下さい。私達も協力させていただきます。そして、弊害を知って、知事、市長としてかかる不正・不合理を糺されるよう要望します。

まず宝くじは、大阪府・大阪市が発売元となることを中止して下さい。

2. 次に、公営ギャンブル等の廃止、是正という大テーマだけでなく、すぐに取り組める大阪府・市の環境文化にかかわる違法・不当な点の是正をお願いします。これらは指示されるとすぐに効果が出ます。

(1) 宝くじ売場等の違法建築物、道路上販売を取り締まって下さい。

沢山あります。ギャンブルの派手な宣伝・広告看板と販売行為が府・市の路上や地下鉄な

ど交通局の駅内に大々的に展開されるのは違法・不当であり、大阪府・市の良識を疑われま
す。

(2) 未成年者への販売を厳正に止めて下さい。

現在の宝くじ売場には、未成年者の購入を禁ずる表示もなく、業者も年齢を確認せず売っ
ています。未成年者への酒・タバコの販売禁止のような教育・宣伝もされていません。

(3) 市営地下鉄において、公的賭博やパチンコ・スロットの広告を止め、10輛全てがパチン
コ大手のマルハンの広告である車輛を中止して下さい。

乗客は、パチンコの好き嫌いを問わず乗らざるを得ません。これは市民を広告車の「捕ら
われの客」にするもので不当極まります。広告収入目当てとはいえ、大阪市は広告が多すぎ
る地下鉄・市バスですが、この賭博やパチンコ広告列車は反社会的・反教育的です。

3. 行政は、外見は知っていても真相と違法不当性を見ておらず、十分な検討ができていないこ
とが数多くあります。知事、市長は、市民の情報、意見を受け付けられています。今後、市
の課題である行財政の健全化、福祉の充実を目指されるために正しい将来の展望と現在の社会
病巣改善を踏まえた対応をお願いします。

知事と市長は観光客を誘致できる文化自治体と文化都市を目指されています。同様に観光と
いっても集客を目指すアメリカのハワイ州では、公認ギャンブルやパチンコは一切ありません。
禁止されているのです。

大阪府・市は本来正業といえる産業で発展してきた地域です。他に産業の少ない香港・マカ
オの旧植民地都市と同視はできません。なにわの伝統文化と優れた技術の商工業の府市こそ、
真に観光にも値すると信じます。

重ねてギャンブル依存症をなくす施策をとっていただくよう心より要望します。

草々

平成24年 4月 2日

「ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会」
大阪府中央区北浜一丁目2番2号 北浜プロボノビル
平和法律事務所 気付
世話人（事務局） 弁護士 井 上 善 雄
TEL：06-6202-5050/FAX：06-6202-5052

大阪府知事 松 井 一 郎 様
大阪市長 橋 下 徹 様

【基礎知識】ギャンブルに関する法制の現状とは？

■カジノで経済圏を巡る動き

日本での公営ギャンブルは、競馬、競艇、競輪、オートレース、まぐじ、ももろの穴種のみ限られているが、現在これに、世界二〇カ国以上で合法化されているカジノを加えようとする動きが起きている。

観光産業が近年、次世代の経済を支える産業の一つとして位置づけられていることもあって、日本にもカジノを核とした複合観光施設を建設することを推進する国会議員によって、二〇二〇年四月には、超党派の「国際観光産業振興議員連盟」（通称「カジノ議員連」）が結成された。八月には、カジノ議員の自派一国会議員（民主党政務次官）から、特定複合観光施設区域整備推進法案（会長私案）が発表された。現在、これをたたき台として今後の国会土壇に向けた検討が進められている。

沖縄県では「観光地経済」を掲げて基地跡地にカジノ誘致を唱える地元財界の動きが盛んである。また宮崎、長崎、那覇山などにも、カジノ誘致を唱える声援は少なくない。

高野園では、羽田空港国際化に危機感を抱いた千葉県産の森田健作知事も、成田空港周辺地域へのカジノ誘致を表明した。

これについて、立教大学観光学部の安島博幸教授は「カジノは宗教も多く、酒性が図れると考えるのは妥当だ。日本にはノウハウがない」（読売新聞一〇年六月二十四日付）と警告する。

海外でもすべてのカジノが経済的に成功しているわけではない。ロシアでは一九九〇年代からカジノが大繁盛したが、犯罪組織との関係がとらえられたこともあり、プーチン大統領（当時）は〇七年に賭博規制法を制定。〇九年には、モスクワに五〇軒あったカジノを閉鎖して、国内の四地区に限定したカジノ営業を許可したが、開業したのはアソフ湖沿岸の一方所のみ、その他の売上もほとんどおろそか、インフラ整備など費用を負担した地元が悲憤を上げているという（朝日新聞一〇年八月十四日付）。

またマカオ当局のデータによると〇五年の第一、第三四半期の売り上げは、〇八年の金融危機前の水準から二六％落ち、マカオへの訪問者数（主として中国本土から）も危機前に比べて二％の下落を喫した。この背景には不況もさることながら、中国人のマカオへの渡航規制が厳格化されたことがあるとみら

れている。最近の規制で中国人はマカオを二カ月に一回しか訪問できなくなり、共産党幹部については訪問は三月に一度、一週間以内と制限された。この背景には、マカオの外国資本が中国人から多額の資金を吸い上げていることに怒り、中国共産党の不快感があると思われる（フジサンケイグループ一〇年九月十九日付による）。

「カジノで経済圏」を巡っては、政治的な落とし穴があることも考慮に入れる必要がありそうだ。

■依存するパチンコ業界

日本生産性本部がまとめた「リサーチ」白書によると、二〇〇五年のパチンコ市場は二兆六五〇億円（前年比二・〇％減）となり六年連続で落ちた。賞玉料（売上）も近年で最高だった二〇〇二年の二兆四六〇兆円から、〇九年の二兆六五〇億円へと、七年でほぼ三割減となり、急激な落ち込みを呈している。

一方、総人口は二億五千万人から二億七千万人に年連続で増加した。これは、賞玉料を四割から二割に切り下げた「低賞玉営業」の拡大を背景としたと考えられている。

パチンコ、パチスロの営業には「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（風俗法）が適用されている。パチンコは設備を設けて常に射撃心をそそぐものがある遊技をさせる営業（第二条一項七号）とされ、パチンコ店の営業許可、パチンコ機の遊技性審査・検査許可など「著しく射撃心をそそぐ」かどうかという風俗法の解釈を巡り、警察行政および公安委員会が業界全体に広く深く関与しているという声の回も多い。

カジノの研究者である木曾崇・エンタテインメント・ビジネス総合研究所主任研究員は「風俗法は営業だけを取り締まりの対象とした法律であり、機器や製造に関する規定はない。それがパチンコ業界の抱える多くの問題の原因となっている」と指摘する（同氏の「カジノが合法化に関する100の質問」一〇年二月二日）。

多額の借金を重ねる多量債務者には、パチンコ、パチスロに依存する病的ギャンブラーが多く含まれていると見られている。また、親がパチンコをしているおだに、駐車場の車の中に幼児を置きっぱなしにして、熱中症で死に至るといった事件が毎年のように起きていることから、パチンコ業界は批判の矢面に立たされることが多い。

パチンコ「沼津の團」（小学館文庫）の

著者、溝口敦氏の mukaan、パチンコ産業に流れるカネの入りと出をクリアにし、業者の経営と利益を保護して、国民の利益にかなう存在にすべきという立場から、パチンコをギャンブルと認め、パチンコ特別法を作るべきだと主張している論者もいる。業界に問題があるという声は広汎にあるものの、一般に公開されている情報が少なく、議論が深まっていけないのが現状だ。

■ギャンブル依存症への取り組み

ギャンブル依存症は、薬で治療することはできず、自助グループや教育的集団療法に参加する以外に有効な治療法はないとされている。しかも、ギャンブル依存症患者の八割が関係するパチンコ、パチスロが、法律上「賭博」でなく「遊技」とされていることであって、同じような社会問題につながるアルコール依存症に比べても、日本でのギャンブル依存症への取り組みは大きく遅れている。

本論の著者、書木謙生氏も「創薬会社は金にならないところには手をつけないが、まかせん。なぜ、精神科医も創薬会社もギャンブル依存症に冷淡かというと、一つは薬がないからで、二つは、医療費、創薬費の稼働を批判している（「メデイカル朝日」一〇年二月見）。

しかしギャンブル依存症対策については、

諸外国の多くは、日本以上に積極的な取り組みを見せ、カジノへの国民や立地住民の入境を制限している国も少なくない。

たとえばロシアに登録された人物をカジノにロシア人登録者の強制排除を義務づける「自己排除プログラム」によって、ギャンブル依存者を排除することに成果を挙げている国がある。なかには自己排除や生活保護受給者は自動的にこのリストに含まれることとしているシンガポールのような例もある（前出 木曾氏のブログ 〇九年二月十八日）。

パチンコ業界では、全日本遊技事業協同組合連合会（全自遊連）の支援もあり、〇六年には無料電話相談などの活動を行うパチンコ依存問題の相談機関「パチンコサポート・ネットワーク」（RSN）が、依存問題が他県に比べてとくに深刻とされる沖縄に設置されている。

また奈良県の社団法人「産」は二〇〇九年九月に、ギャンブル依存症専用施設「ゼロリライアランス」を開設した。こうした入所療法を行う施設は、構築を二〇年以上活動を続けている同様の施設「ワンストップ」の運営に続き、全国で二番目となる。